

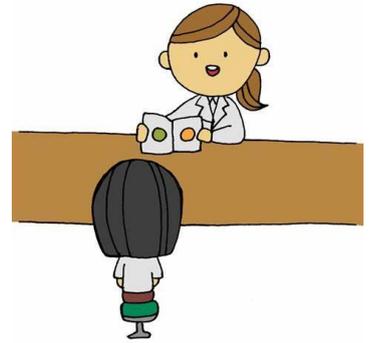


色覚検査について

検査対象：1年生の希望者

検査日：9月27日～30日

学校の定期健康診断で必須項目ではありませんが、希望者に個別に色覚検査をします。2・3年生は昨年希望者のみ色覚検査を実施していますが、昨年受けていない2・3年生で、色の見え方などで心配なことや一度検査を受けたい等の希望があれば、荒木まで教えてください。色覚特性は生まれ持ったものであるため、今まで受けたことある人は検査の必要はありません。



先天性色覚異常は、男子の約5%（20人の1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合にみられます。色がまったく分からないのではなく、色によって見分けにくい程度で、日常生活には不自由ないことがほとんどです。しかし、自分自身の色の感じ方を知っておくことは大切なことです。希望者には、色覚検査表により受診が必要かどうかのスクリーニング検査を行います。

◆色覚による制限が設けられている主な資格◆

- 航空機乗組員
- 航空大学校
- 航空管制官
- 航空保安大学校学生
- 海技士（航海）
- 海技士（機関・通信・電子通信）
- 小型船舶操縦士
- 動力車操縦者（鉄道・軌道及び無軌条電車の運転士）
- 自衛官
- 防衛（医科）大学校学生



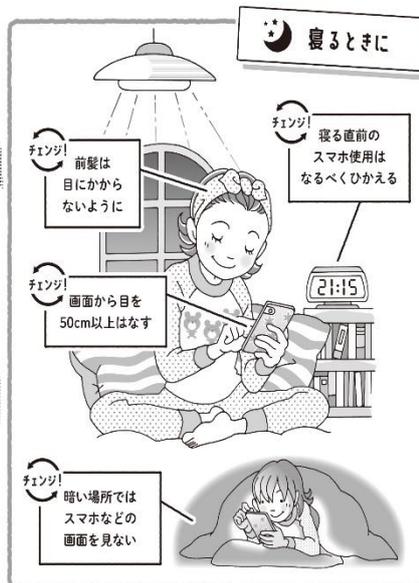
この左の情報は平成28年のものです。この中でも、色覚特性の状態によっては、資格が取れるものもあります。まずは、自分の特性を知り、なりたい職業に支障がないか調べてみるのも良いかもしれません。

※普通自動車免許は、赤・黄・青の判別ができれば取得可能です。

※医師、看護師などの資格取得には色覚の制限はありません。



朝起きてから寝るまで働く、みんなの目。大切にできていますか？ 毎日のこんなところをちょっぴりチェンジしてみよう。



10月10日は目の愛護デーです。10月には視力測定を予定していますので、目に優しい生活を心がけましょう。特に、勉強時や、スマホ・ゲーム利用時の姿勢に注意してください。